

中野区教育委員会会議録 平成23年第29回定例会

○開会日 平成23年10月21日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 12時03分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（10名）

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（特別支援教育等連携担当）	伊 藤 政 子
副参事（就学前教育連携担当）	海老沢 憲 一
副参事（子ども教育施設担当）	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 1人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 平成24(2012)年度教育予算編成に向けての基本姿勢について
- (2) 今後の校外施設のあり方について(案)
- (3) 特別支援教育推進のための考え方(案)
- (4) 重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方(案)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・10/15 田村市・中野区スポーツ交流について
- ・10/15 医療的ケア協議会の講演会について
- ・10/19 中野・ウェリントン友好子ども交流2011お別れ会について
- ・10/19 中野区立中学校PTA連合会50周年のつどい記念講演会について
- ・10/20 区長と教育委員との意見交換会について
- ・10/20 江古田小学校での英語モデルティーチングについて

(2) 事務局報告事項

- ①平政23年度(2011年度)事業見直し方針(子ども教育経営担当)
- ②施設使用料の積算結果について(子ども教育経営担当)
- ③小学校教師用指導書の購入に係る事故の再発防止策について(学校教育担当)

中野区 教育委員会  
第 2 9 回定例会  
(平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第29回定例会を開会いたします。

本日は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

山田委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の協議事項の2番目の「今後の校外施設のあり方について(案)」、及び、3番目の「特別支援教育推進のための考え方(案)」、及び、4番目の「重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方(案)」、また、事務局報告事項の1番目、「平成23年度事業見直し方針」、及び、2番目の「施設使用料の積算結果について」につきましては、区議会への報告前の資料となっておりますので、本日の配付資料は、申しわけございませんが、後ほど回収させていただきます。何とぞご協力ください。会議終了後、事務局の方に資料の返却をお願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

山田委員長

まず、協議事項です。

協議事項の1番目、「平成24年度教育予算編成に向けての基本姿勢について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、「平成24(2012)年度教育予算編成に向けての基本姿勢について(案)」についてご説明をいたします。

平成24年度の案は、お手元のA3判の資料の左側に記載してございます。右側に参考として昨年度のものを掲載してございます。また、昨年度のものから変更した部分について下線を引いてございます。

まず、本文についての変更点でございますが、5点ございます。

1点目が、平成24年度の予算編成について。平成22年度に行った目標体系と組織の大幅な見直しによりまして、平成23年度から子育てや教育に関する事務について目標体系や予算を一体化して処理することになりました。このことを踏まえまして、子育てと教育に関する事務の中で関連する事務の積極的な連携を図ることを基本として予算編成を行うこととした点でございます。

2点目は、中野区の財政状況に関して、平成23年度の予算編成に向けての基本姿勢でも、景気の動向により区の歳入の先行きへの懸念を示したところでございますが、添付資料にもございますように、平成24年度の予算編成では、景気の先行きがこれまで以上に不透明さを増しており、歳入の減少や扶助費等の増加が見込まれるため、区の財政運営も大変厳しい状況にあるということを示した点でございます。

3点目は、平成22年度に「中野区教育ビジョン（第2次）」を策定したことによりまして、これを着実に推進することを記述した点でございます。

4点目は、新学習指導要領への対応が終了したため、それを削除した点でございます。

また、「記」以下の部分の変更点は3点ございます。

1点目は、(1)に「子育て施策や教育委員会相互に関連する事務について、積極的な連携を図る」を入れまして、平成23年度の(1)から(6)の番号を一つずつ繰り下げた点でございます。

2点目は、新学習指導要領への対応について、平成23年度の(7)を削除した点でございます。

3点目は、昨年度制定された「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」によりまして、文化・スポーツに関する事務が教育委員会から区長部局へ移管されたことに伴いまして、平成23年度の(9)「生涯学習・スポーツ活動の支援……」の部分を削除した点でございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

それでは、今のご説明につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

この記書き以下の(1)から(9)ですけれども、ちょっと確認なのですが、(1)のほうが重要度があって、重要度の順に並んでいるというような意味があるのでしょうか。あるいは、

この並び方について何らかの法則みたいなものがあるのか、その辺を伺いたい。

副参事（子ども教育経営担当）

これはいずれもどれも重要な事項でございます。24年度については、平成23年度の組織改正等を踏まえましてこれを(1)に持ってきているということで、今後の教育委員会と子ども教育部の連携については非常に重要な課題であるという認識のもとに一番上に置いたものでございますけれども、並べ方に特に法則性というものはございません。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

高木委員

23年度の教育予算編成の(7)では、小学校は来年度から、つまり平成23年度から、中学校は24年度から指導要領に対応ということで、24年度に向けてはない。ということは、来年度以降実施される中学校の新学習指導要領に対する対応については、予算的には滞りなく完了している——実際のワークとしては、もちろんこれからやるのでしようけれども、予算措置が必要なものについてはおおむね完了しているという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、琴の購入ですとか、そういった準備が必要でございますけれども、既に23年度予算で予算措置をされ、購入についても滞りなく進んでいるというところでございます。

山田委員長

ほかにございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

私から確認です。

(7)の「障害のある子ども」ということの漢字なのですけれども、今後、私たちは「障害」の「害」という字は平仮名にしたほうがよろしいのですか。その辺は、この教育委員会としてある程度統一性を図ったほうがいいのかという気がしますがよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

現在、保健福祉審議会等でも議論をしておりますけれども、その中も「障害」について

は従前の「障害」という文字を使って中野区としての整理は進んでいるところです。そちらで最終的に議論等がどういうふうになるかということによって合わせていくかなというふうに考えております。

山田委員長

保健福祉審議会のことは別として、教育委員会としてどうするかということではないかと思えますけれども。

副参事（学校教育担当）

そちらの全体の区の障害者施策と合わせた用語を使っていくということで整理をしていくということで考えております。

山田委員長

なかなか難しい話なのかもしれませんが、多くのそういった方たちのお話を漏れ聞くところによると、「『害』という字は平仮名にしてほしい」ということが言われているので、その辺、私たちが頭に入れながら、今後どうしていくかということだと思えます。

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

きょうの参考資料に「区財政の直面する課題について」ということで、区長からの直接のメッセージがあるのですが、実際には、今まで基本としてきた、たしか650億でしたか、年々650億を一つのめどということですが、今年度は歳入が650億に届かない見込みがあるということが背景にあるのでしょうか。教えてください。

副参事（子ども教育経営担当）

区の財政運営の基本的な考え方としまして、一般財源規模を650億円と定めて、歳入・歳出ともにその規模を守っていくということで運営しているわけですが、区民税、あるいは特別区交付金、歳入の大きな柱につきまして、昨今の経済情勢、リーマンショック後の経済情勢、それから、東日本大震災の影響はこれから出てくるというふうに思われまして、今年度の見込みでもこの650億円の基準を下回るのではないかと見込みが立てられているところがございます、今、委員長からお示しがありました区長の区民の皆様に向けてのメッセージの中でも、区の財政状況は財政運営上の非常事態ととらえているという認識が示されているところがございます。また、後ほどご説明いたしますけれども、

こういった状況を受けまして、平成23年度事業見直し方針を示して事業見直しに取り組んでいくということでございます。聖域なき見直しをしていく、そういう状況を踏まえまして、平成24年度の教育予算に向けた基本姿勢についても定めていく必要があるというふうに考えてございます。

山田委員長

ということになりますと、今年度に予算立てしたのものに関しても、650億のベースから下がってくるということになると、かなり大きな見直しをしていかなければ、経理面ではなかなか厳しい現状があるということの理解でよろしいのですね。

副参事（子ども教育経営担当）

歳入は650億円を下回るのではないかとということで、その場合には、年度間調整ということで、財政調整基金からの繰り入れで運営していくということでございます。この年度間調整分の財政調整基金が133億円余りということございまして、これもそういう状況が続けば、27年度には基金が底を突くというような状況になってございますので、そういった見通しも含めて、大変厳しい財政運営が強いられていくというようなことでございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、この件につきましては次回の定例会で改めて議決案件として審議させていただきたいと思っております。事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いいたします。

次に、協議事項の2番目、「今後の校外施設のあり方について(案)」の協議を進めます。

ご説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

それでは、「今後の校外施設のあり方について(案)」でございます。

東日本大震災の影響を初め、施設の老朽化でありますとか、新学習指導要領への対応、校外活動に伴う安全性の確保の観点から、さまざま検討を重ねてまいりました。1の「検討の背景」にありますとおり、特に校外施設の老朽化、常葉・軽井沢でございますが、開設後30年を経過いたしまして、施設の老朽化が進んでおります。当該施設の建てかえ、修繕、廃止等につきまして、その方向性を具体的に示す時期に来ているということ、また、

3月にございました大震災の影響によりまして、現在、常葉少年自然の家につきましては、被害をこうむるということと同時に、原子力発電所の事故の影響等によりまして、当面の間の利用休止という形になってございます。こういった背景を踏まえまして、「あり方(案)」を取りまとめたものでございます。

2番目、「今後の校外施設のあり方」についてでございます。

常葉少年自然の家につきましては、その利用には、事故の終息によります安全性の確保が不可欠でございますが、その解決には長期間を有することが想定されてございます。また、地震被害の復旧を初めといたしまして、その施設の修繕、整備には多額の経費が必要になるというような試算も出てございます。こういったことを勘案いたしまして、常葉少年自然の家につきましては平成23年度末をもちまして廃止をいたしたいというふうにご考えてございます。ただし、現在、姉妹都市提携ということで、田村市との関係につきましては継続推進をしてみたいというふうにご考えているところでございます。

一方、軽井沢少年自然の家でございますけれども、東京からの交通の便もよく、自然環境にも恵まれておりまして、さまざまな体験学習を行う立地条件も備えているところでございます。また、冬季の一般利用客も増加している傾向にございまして、中学校からはスキー学習の場としての要望もあるようなところでございます。

こういったことを踏まえまして、2ページ以降になります。年間を通じて利用者の利便が図られるような適切な改修等を行う中で、今後も校外施設としての存続を図ってみたいというふうな考え方でございます。

3番目でございます。常葉少年自然の家の廃止を前提とした場合の今後の体験学習のあり方でございます。

まず、(1)といたしまして「体験学習選択制の導入」でございます。「教育ビジョン」の中でも発達段階に応じた体験学習の充実が課題となっております。また、学校からは、特色ある教育活動を推進する観点から、実施場所でありますとか、実施時期、内容等につきまして選択できる柔軟な制度の導入も求められているところでございます。こういった観点を踏まえまして、海や山、冬季におけるスキーなど、さまざまな場所や内容によりまして体験学習が実施できるような仕組みといたしまして、新たな仕組みとして体験学習選択制の導入を図ってみたいというふうな考え方でございます。

一方、夏季学園についてでございます。平成20年に学習指導要領が改定されました。これに伴いまして授業時数等もふえてございます。この学習時間の確保も課題となっている。

また、こうした背景をもとにいたしまして、夏休みの学校内での活動も増加しているところでございます。夏季学園につきましては、日常生活では得られない自然体験ができる、また、学校での努力を成果として実感できる機会でしたが、その実施に向けての事前の水泳指導や事前調査といったところに時間がとられて、通常の教科学習にも影響を及ぼしているというような状況もございます。特に臨海学園につきましては、指導教員の確保が年々難しくなっている現状、また、遠泳をする際の潮の流れを読む地元漁師さんの高齢化など課題が多く、児童の安全の確保が非常に困難な状況になってございます。これにつきましては、学校の現場のほうからも廃止についての強い要望が出されているところでございます。これらの状況を踏まえまして、夏季学園につきましては平成23年度をもって廃止をいたし、学習や多様な活動の機会への確保を図ってまいりたいというふうに思っております。

児童の海での体験学習事業につきましては後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、「体力向上への取り組み」でございます。夏季学園の廃止に伴います体力低下への懸念を払拭するために、「体力向上プログラム」の改訂・充実によりまして体力向上への取り組みを強化してまいりたいというふうに思っております。

3ページでございます。特にフラッグフットボールは全校が系統的な指導を行っているものでございますけれども、例えば、このようなものについてのブロックの大会や競技会などの実施によりまして、体力向上を図るための重点的な取り組みをとっていききたいというふうな考え方でございます。

以上の内容を踏まえまして、新たな体験学習の体系をこちらのほうに示してございます。右側の網のかかっていない部分が23年度の体系でございます。左側は、平成24年度からの新体系ということで、内容についてはお読み取りいただければというふうに思っております。

その下、※印以降でございますけれども、先ほど申し上げました選択制の活用の学年の年次でありますとか、移動教室におきます5・6学年の合同実施、また、移動教室を実施いたします学年の実施年、これらにつきましては、原則的なものは上の表にございますけれども、運用のほうを図ってまいれるように柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

6番目でございます。「教育委員会の支援等」ということで、新しい制度を導入してい

くに当たりまして4点ほど掲載してございます。(1)でございますけれども、新たな体系での移動教室の実施方法について検討するために、(仮称)「移動教室運営委員会」を設置いたしまして、その事務局のほうを教育委員会が担い、スムーズな移行に努めてまいりたいというふうに思っております。また、選択制に係りますメニューでありますとか、モデルコース、これらの示すガイドラインを作成いたしまして、円滑な移行への検討をしてまいりたいというふうに思っております。また、新たな体系への移行期間中の対応でございますけれども、選択制の導入がすぐに難しいというような学校もあると思います。そういった学校につきましては、現在あります軽井沢少年自然の家での実施についても可能としていきたいというような対応を図ってまいりたいと思っております。また、公費負担でございます。選択制を導入した場合に新たに発生する費用負担につきましては現在検討を進めておりますが、別途示すこととしたいというふうに思っております。

4ページのほうにまいります。海での体験学習の実施でございます。臨海学園のほうは今回廃止という提案をさせていただいておりますけれども、海での貴重な体験といった部分につきましても、児童の安全性を担保する中で、生きる力をはぐくむことを目的といたしまして、教育委員会事務局としての事業として、海での体験学習事業を実施したいというふうに考えてございます。対象といたしましては、小学校5・6年生、公募によって募集をしたいというふうに思っております。定員は150名程度を想定しております。内容といたしましては、事前のプール指導、2泊3日ということで海のほうでライフセービング技術の習得でありますとか、海での持久泳の指導等を行ってまいりたいというふうに思っております。実施につきましては、民間事業者のほうへ委託してまいりたいというふうに考えてございます。参加者の負担につきましては、現在のところ検討しておりますが、一部ご負担をいただきたいというふうな形で考えてございます。

最後になりますけれども、今後のスケジュールといたしまして、10月中旬、本日でございますけれども、この「あり方」につきまして議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに思っております。また、11月下旬にはこの内容を決定させていただいて、12月上旬に再び議会のほうへ報告させていただきたい。4月以降については、この内容に従って事業を開始させていただきたいというふうに思っているところでございます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

では、この件につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

選択制のことをございますけれども、きのうも区長との話し合いでこの話が出まして、私が十分聞き取れなかったので、わかったら教えてほしいと思います。

この選択制の中で、宿泊施設は公営・民間問わず利用できるところは利用したいということですが、特に公営のところ、他の区市町村といいますか、こういう公営の施設も幾つか調査しているとか、具体的な動きが何かあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

今、ガイドライン等を作成させていただいておりますけれども、現在のところは、公営でありますとか、民間の施設、国の施設でありますとか、県の施設、そういったところを当たっております。今、委員がおっしゃったのは、23区のほかの施設でありますとか、そういったところのお話だと思いますが、そういったところにつきましても、今後どういった形で利用できるか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

教育長

区長との懇談は後でまた報告があると思いますけれども、その際に私がお話ししたのは、中野区で今、地方の自治体と連携を進めていまして、里・まち連携事業というのをやっています。5自治体、例えば常陸太田市ですとか、信州・中野市とか、山梨県の甲州市などがあります。そうした自治体と物資の販売とかそういうことで連携しているのですが、そうした施設が中野の子どもたちに来てもらって体験活動をというようなことを熱心にご提案もいただいておりますので、そうしたところで選択制の中の事業展開ができるかどうかということは今後詳細に検討していきたいというふうに思っています。

飛鳥馬委員

移動教室ですので、持っている市区町村の利用期間があると思いますので、また中野で使いたいと言うと、かち合うことが多いと思うのですが、あいているところで使わせてもらえれば……。夏季施設ならちょっと別かもしれませんけれども、移動教室なのでという問題はあるかと思うのですが、ただ、いいと思うことは子どもたちが宿泊訓練の中で体験学習で使いたいというところをつくっているとすれば、その周りの環境も含めて、見学に行くとか、体験するとかというのも何か活用できるのかなというふうに思ったのです。

以上です。

山田委員長

私も、飛鳥馬委員がおっしゃったように、私の長男がたまたま国立の附属にいたもので

すから、やはり施設を持っているのですね。千葉県のように持っていて、主には夏季の林間で使っていますけれども、5月、6月に海を見に行くということで、海辺の授業をそこでやるという活動をしているのです。また、もう一つの国立の附属を持っていますので、そういったところもアクセスすれば、あいていれば貸してくれると思うのです。施設はしっかりした施設ですし、そういった海の体験学習ということでもう一つやれるかなど。幅広く情報を集めれば、いろいろなところでいろいろな施設を持っていて、どこも施設運営は相当苦勞しているのです。だから、使っていただけるのでしたらありがたいということはあるかもしれません。

ほかにご意見ございますか。

大島委員

一つは、常葉の少年自然の家の件なのですけれども、これまで長い間、田村市のご尽力をいただいて、その協力のもとに運営できていて、子どもたちにも非常に豊かな自然を体験できる貴重な機会を与えていただけるありがたい施設だったと思うのです。私も視察に行きましたけれども、何せ建物が老朽化しているということを非常に実感しましたし、これまでもちょっとした修繕にも1,000万とか2,000万とかかかっていたというような費用的なものもありますし、また、今回の震災による影響ということもありますと、田村市との関係とかも考えると、気持ち的には維持したいというのがありますけれども、現実を考えるとやはり無理だということだと思いますので、残念ですが、廃止ということはやむを得ないかなと思います。ただ、今回の「あり方(案)」にもありますように、田村市との姉妹都市の友好関係は今後も大事にしていきたいなというふうに思っております。

それともう一つは、軽井沢少年自然の家の冬の利用についてです。冬も利用できるようにということで必要な改修等もしていくという案なのですけれども、別にそれに反対ではないのですが、冬はすごく寒くて、あそこは相当暖房しないとなかなか宿泊客の方には…。特に生徒以外の一般の区民の方などが利用するとき、寒さ対策というのがどうなのだろうか。でも、もし十分にやるとすると相当の暖房費がかかったりしますし、費用対効果ということもこれからもう少し詳細に検討しなくてはいけないのではないかなというふうに個人的には思っております。せっかくあるのですからなるべく利用していただきたいという気持ちはあるのですけれども、冬に関しては、費用がどれだけかかって、対する利用料収入のほうはどうなのかなという点が非常に気がかりなところでございます。

以上です。

副参事（学校・地域連携担当）

まず、田村市との関係につきましても、委員がおっしゃるとおり、今さまざまな交流がございますので、それを継続していきたいというふうに考えてございます。

また、軽井沢でございますけれども、現在、すべてについてはまだ入れてございませんが、費用対効果というのも当然考えていかなければいけませんので、大改修ということは今のところは考えてございません。ただ、お部屋のほうにこたつを入れるとか、廊下のほうに灯油のファンヒーターといったものをやって……。実際そういったこともやってございますけれども、そこである程度の温かさを確保できるというようなところも既に試行はしてございますので、さまざま考えながら、冬の利用が図れるように改修してまいりたいというふうに思っております。

山田委員長

私からです。

夏季学園の廃止というのはかなり大きなことではないかなと思います。岩井の臨海で今まで中野区がやってきた事業については、いろいろな問題はあったにせよ、一定の評価はあったかと思えます。ただ、残念ながら、子どもたちの安全の確保という点では、今の形態で継続することは難しいということで、そのかわりと言っては何ですけれども、体験学習の事業を新たに設けてみるということではあるかと思えます。子どもたちに海に接する機会を与えるという大きな視点ではぜひやっていかなければいけないのかなと思います。

ただ、夏季学園の廃止ということになりますと、今まで中学校1年生でやっていた軽井沢の夏季学園も廃止するという方向になるかと思うのですが、そうした場合には、子どもの視線からは、中学校1年生で軽井沢に行っていて、2年で常葉に行っていて、3年でということは今までずっとあったわけですね。それがどうしても縮小してきているということは否めない事実ではないかなと思うのです。確かに学習指導要領が変わったということはありませんけれども、一方では、生きる力とか自然体験ということもあるわけで、この辺が今の小学生が公立の中学に行くときに、中野ではこんなことをやってもらえるのだということで、夏季学園の軽井沢廃止というのはちょっと大きなインパクトがあるかなと私は思っています。

ということと同時に、ここに書き込みがありますように、中学校のスキー教室とかということが実際には学習指導要領上名前が出てきているわけで、例えば中学校2年生を対象としたスキーのようなものを企画するというようなことも一つの考え方ではないか。それ

も大きな意味での体験学習ではないかと思うのです。今までスキー学習ということは、中野区では、特に教育委員会はタッチしていなかったと思いますけれども、そういった視点も必要なのではないかなと思います。一方では、夏季学園を廃止した場合に、夏の軽井沢の自然の家の利用状況もいろいろな面で……。区民サービスとしては大切。もし夏に使えることになれば非常に人気が出るのかもしれませんが、今までの実績からはまだそこまでは上がってきていないのではないかと思うのです。その辺は柔軟な対応をしていかなければいけないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

今おっしゃいました中学校のほうでの体験学習の機会等につきましては、2年生のところで、この案では移動教室とかはなくなるということになってございます。そういった点につきましても、さまざまな体験活動がございますので、そういったところでどういったことができるかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

また、夏の軽井沢の利用でございますけれども、やはり一般利用のほうも伸ばしていきたいということで、現在、冬季につきましては、利用が今までの2倍以上にふえているというところもございまして、春先からの利用につきましても、学校が使っていない部分での利用というのも着実に伸びておりますので、そういったところで、夏場あいたところがありましたら、ぜひ活用できるような形でのPR等も重ねてまいりたいというふうに思っております。

山田委員長

もう1点です。「体力向上への取り組み」ということので書き込みがございます。もちろんフラッグフットボールは公立の小・中学校では盛んにやられていると思いますけれども、例えば中学校の総合体育大会にしても、駅伝のことにしても、子どもたちが活躍する場はもっとあるのではないかと思うのです。それをもう少しきちんととらえて、子どもたちみんなが参加できるようにしていく。もしくはその土壌をつくっていく。フラッグフットボールに限らないと思うのです。走ることであったり。今、陸上というのはなかなか人気がないスポーツではありますけれども、やはり国立競技場を使っている中野区ですから——私は毎年のように言うのですが、あれはもったいないと思うのです。競技する人だけが集まってやる。非常に費用がかかっている割には身になっていないと私は感じているのですね。やはりみんなで国立競技場に集まって、あそこで歩けるとか走れる、そういう機会はあっていいのではないかなと。なかなか難しいと思いますけれども、これだけ体験学習と

おっしゃっているのだったら、そちらを重視するべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

そういったご意見は既にさまざまなところからいただいております。連合陸上大会等につきましては、今までさまざまな経過の中で、授業時数の確保でありますとか、そういったところも含めて、今まで応援に来ていたところがだんだん減ってくるというようなことも含めて今のような形になってございますので、一朝一夕にはなかなか難しいというふうに思っておりますけれども、そういったところでの参加というのを踏まえた上での体験学習の充実というのも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

飛鳥馬委員

体験学習全体で考えると私の認識は間違っているかどうかわかりませんが、歴史的に考えると、最初は、こういう東京などにいる子どもたちを自然に触れさせる。公害とかが問題になった時期がありましたので、夏休みに海なり、あるいは林間で山なりに連れていくというのがスタートだったかなという気がするのです。その後、移動教室で、夏休みではなくて授業時間中に行くのですよというのがふえてきた。それがずっと並行してきたけれども、最近では諸般の事情でいろいろなことがあって、夏季施設は教育課程以外でもあるし、移動教室という教育課程の中のあるので、そうでないところを削ってきているところが多いのかなと思うのですけれども、ほかの自治体等、全体の動きとして何かわかることがあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

確かに歴史がすごく古くて、何年から確実に始まったのかというのはなかなか定かではない部分もあるのですが、おっしゃるとおり、最初はやはり夏季学園というのが先行して、その後、移動教室という考え方が出てきているようでございます。その中で、各区の状況をすべて把握しているわけではございませんが、夏季学園につきましては全く実施していないところはないような形なのですけれども、いろいろな形で移行しながら、海のほうは特に今現在やっているのは8区だけというような形になってございます。そういったことで、今、学習指導要領の時間のほうの確保というのが非常に課題になってございますので、次第に減少傾向にあるのかなというふうには感じてございます。

飛鳥馬委員

今までやっていたことをやめるというのは難しいので並行してやってきたかなと思うのですね。やむを得ずどうしようもなくなってやめるという感じがあるのです。そういう時期なのかなという気がしないでもないです。

以上です。

山田委員長

夏季学園を廃止した場合に、子どもたちへの生活指導という面ではどうなのでしょう。学校でのいろいろな行事がなくなったら、ご家庭でも行く機会も少ないかもしれない。また、子どもたちは塾にばかり行ってしまわないかなという、そんな懸念もあるのですけれども、指導室はどういうお考えでしょうか。

指導室長

この中にも書き込みがございますけれども、夏休みは、かなりいろいろな行事がございます。学校でも補習や水泳指導もありますし、地域でもいろいろお考えいただいている、PTAでもいろいろやっています。飛鳥馬委員からもお話があったように、教育課程外の活動であるこの夏季学園の難しさというのがどうしてもありますので、それをフォローする意味では、地域や家庭と一緒にやっていくというのが大事なかなというふうに思います。

高木委員

私は今、中1と小3の子どもがいるのですが、自分の子どものころに比べると非常にいろいろな行事がありまして、特に上の子どもは特別支援学級なので、8月に入っても半日の学校の学習がありますし、緑野小はプールはちょっと中止だったのですが、例年ですとプールもあります。あと、サッカーの合宿ですとか、YMCAのキャンプとかがあって、前半は教科書採択もありましたので、ことしは恒例の夏の家族旅行に行けないということで子どもたちは非常にがっかりして、「来年は教科書採択がない」と言ったら目を輝かせていましたが……。皆さんがおっしゃっているように、戦後少し安定した時期から、子どもたちを夏に公共で何かやっという。で、水泳はすごく意義があったと思うのですが、今、価値観が多様化したり、それぞれのご家庭の事情があるので、正課外で一律的にどこかに行くというのはだんだん難しくなったのかなと。夏季学園というのは、私は手段であって目的ではないと思うのです。やることによって何か子どもたちに残っていくとすると、

ほかのことで置きかえていくべきなのかなど。特に臨海に関しては年々厳しくなっていて、現場の先生方からは、極論してしまうと、「何かあってからじゃないとやめられないのですか」みたいな話もありますので、ここはやはり安全を考えてなのかなど思っております。

軽井沢少年自然の家ですが、次男がサッカーをやっていて、昨今のサッカーブームで子どもの数がふえて、例年行っているところがとれなかった。で、2回行くとか、学年を絞ったりというのがあるのですね。今、サッカーは区内の小学校で2校に1校ぐらいの割合。必ずしも小学校イコールではないのですが、そんなようなイメージであります。また、少年野球もあります。サッカーで言うと、あそこの芝生のところで小学校低学年であれば十分練習できますし、天気が悪ければ、あそこの小体育館でも練習できますので、そういった形で、今は区内の子どものボランティア的な団体に使っていただけるのかなど。そういったところでむしろ有効活用していただけるのかなどと思います。

あと、スポーツに関しては、フラッグフットボールはすごくいいのですが、フラッグフットボールは頭を使いますので、もちろん低学年でもできるのですが、低学年、1・2・3年ぐらいができるようなものでもうちょっと対抗みたいなものができれば。例えば、きのう家に帰ったら子どもに、「校内の大縄跳び大会があつて、僕のクラスは全然跳べなかったんだ」と。「30回？」と言ったら、「98回跳んだ」と言うのです。3年生では1番なのですが、全校では全然下だというのです。ですから、1・2・3年生ぐらいで、もうちょっと簡単で、大会とかをしても余り手間なくできるようなものを少しやってあげると、小さいころから運動の習慣がつくのではないかと思うので、そういうこともちょっとお考えいただければと思います。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

校外施設だけでなく、体力向上のほうに話が行ってしましまして申しわけございません。

ご質問がないようでしたら、次に移ります。

協議事項の3番目、「特別支援教育推進のための考え方(案)」ですが、協議事項4番目の「重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方(案)」と関連がある内容ですので、まず、事務局から説明をさせていただいて、その後で協議を一括して行いたいと思います。

では、先に「特別支援教育推進のための考え方(案)」についてのご説明をお願いいたします。

副参事(学校教育担当)

お手元に「概要版」と、それから、ホッチキスどめになりました「特別支援教育推進のための考え方(案)」という資料、二つ配付させていただきました。「概要版」のほうに沿ってご説明のほうをさせていただきます。

こちらの「特別支援教育推進のための考え方」につきましては、「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」で示しました特別支援教育の具体的な内容をどう推進していくかということを検討してきた結果をまとめたというものです。平成22年度に特別支援教育の検討会を事務局内に設置し検討してきたそのまとめを受けて、事務局として調整等をし、さらに検討してまとめたというものでございます。

この大きな考え方としては、冒頭のところに記しましたがけれども、今後、特別支援教育を充実していくために、固定学級・通級指導学級による指導のほか、全小・中学校での特別支援教室における指導を加えた「重層的な支援体制」と、学校や関係機関との「連携による一貫した指導体制」を確立していく、こういうことが必要だろうということで整理をしたものでございます。

大きな(1)としては、「特別支援学級のあり方」ということで整理をしています。裏面で、今度は特別支援教育の中身ともかかわる「教育のあり方」ということで整理をしています。

まず、(1)「特別支援学級のあり方」についてです。ここの考え方の中で、今後の特別支援学級の児童・生徒の数というものの推計を行っています。本編のほうをごらんいただくと数字が出ていますがけれども、知的障害と情緒障害につきましては、現在の平成23年から28年の間で大幅にふえていくということが想定されています。

こちらを受けながら、資料の②の特別支援学級、通級学級の早期の整備を進めていくということで整理をしています。特別支援学級の早期の整備につきましては、知的障害の学級につきましては、小学校全6校のうち1校未設置となっております。そちらにつきましては、中央線以南の地域ということで、中野神明小学校のほうに平成25年4月に開設するということでございます。それから、情緒障害等の小学校につきましては、現在、中央線以北ということで、若宮小学校で開設に向けて準備を進めております。そのほかに、中央線以南に増設をするということでございますけれども、こちらについてどこの学校に設置

するかということについては未定ということで整理をしております。それから、中学校につきましても1校増設ということですが、こちらについても設置校は未定ということでございます。このほか、弱視ですとか難聴、言語障害の学級は、お子さんたちの数も横ばいということですので、現状、設置している学級で行っていくということです。

③が肢体不自由学級の廃止についてでございます。現在、緑野小学校にありますたんぼ学級につきましても、ほとんどのお子さんが重度・重複の障害という状況になっております。このお子さん方が十分に教育が受けられるという体制が施設的にも人的にも備わっていないということ、それから、緊急時等の対応を含めて医療的ケアができないということが廃止の一つ目の理由でございます。

それから、二つ目の理由としましては、平成21年度に都立永福学園が開校しております。通学もしやすくなっております。それから、現在在籍している重度・重複のお子さんたちにつきましてもこの都立永福学園の対象となるということがもう一つの理由でございます。こちらの永福学園につきましても、障害の状況に適した施設とか人的配置がなされておまして、専門的に教育が行われているということがございます。また、緊急の対応というものが整っているということがございます。

以上の2点の理由をもって、平成25年度末をもって肢体不自由学級については廃止するという考えを示しております。

今後につきましては、重度・重複障害のあるお子さんについては特別支援学校へ通学していただくということで、肢体不自由児については通常の学級へ通学していただくということで対応していくということです。肢体不自由のお子さんが通常の学級に就学する際には、必要に応じて教育的環境の整備をしていくということを示しております。また、現在たんぼ学級に在籍しているお子さんたちが特別支援学校に移行するに当たっては、通学の手だてなどを今後検討し、考慮していくということでございます。

それから、肢体不自由学級の施設につきましては、跡施設の利用として、重度・重複障害児の在宅サービスの施設として活用するというもので、後ほどご報告をさせていただきます。

裏面にいきます。(2)「特別支援教育のあり方」についてです。こちらについては主なものは2点でございます。

1点は、特別支援教室と巡回指導による「重層的な支援」を進めるということです。この考え方としましては、区内の全小・中学校に特別支援教育推進のための校内委員会等が

設けられているわけですが、この委員会を中心に特別支援教室というのを運営していくということです。ここの特別支援教室では、特別な教育的支援が必要なお子さんたちに対して、個別支援指導計画に沿って個別または少人数での指導を行っていくということを想定しております。また、通常の授業においても、複数の教師が指導を行うようなチームティーチングのようなものも方式として取り入れていくということを想定しております。

こうした学校の取り組みを支援するために、情緒障害等の通級学級を拠点として、指導方法ですとか情報収集ですとか、そういったことを行いながら、教育指導方法の研究を進めていき支援をしていくということがございます。また、こちらの通級指導学級の担任と新たに教員免許を持った指導員を配置するというので、この指導員が各学校を巡回して特別支援教室などの指導を行っていくということで支援をしていくということを想定しております。こちらの重層的な支援につきましては、実施に向けて今後各学校の支援体制とか対象とか指導の方法・内容について、教育委員会事務局内に検討会を設置して検討を行っていく予定であります。また、モデル校ですとか、そういうものを設置しながら、巡回指導を実施しながら検証していくということも必要かというふうに考えております。東京都のほうで現在検討中の特別支援教室における支援・指導体制とも整合をとりながら、今後検討を進めていくということで考えております。こちらにつきましては、児童・生徒たちが急増しているという状況もありますので、早急に実施していくということで検討を進めていきたいというふうに考えております。

②は「巡回相談の充実」でございます。こちらにつきましては、心理士、それから医師ということで、従前と同じような内容で各学校の教師に対して適切な指導・支援を行っていくということを考えております。今後については、巡回指導も始まります。それから、地域との連携、あと、すこやか福祉センターとか子ども家庭支援センターとの連携ということも必要になっておりますので、巡回指導員をふやしながら、新たに行う特別支援教室への支援というものも強化していくということを考えております。

こちらの2点のほかに、この考え方の本編のほうには、教員の指導力の向上ですとか、交流・共同学習の充実ですとか、特別支援教育への理解・啓発といったことも記しておりますので、後でご確認いただけたらと思います。

今後のスケジュールにつきましては、本日、議会のほうに報告をいたします。報告後につきまして、たんぼぼ学級の保護者の方も含めて、団体等の皆さんへの説明というのを行っていく予定でございます。12月には区全体の今後の主な取り組み等の意見交換の中でご

意見をいただくということを考えております。1月に方針という形で決定をして、またご報告をさせていただくということを考えております。

ご報告については以上でございます。

山田委員長

それでは、次に、「重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方（案）」についてお願いいたします。

副参事（特別支援教育等連携担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方（案）」のご説明を申し上げます。

まず、1「検討の背景」でございます。区では、障害や発達に課題のある児童の早期発見から一貫した支援の継続のために取り組んでおります。重度・重複障害児につきましても、昨年度から子ども家庭支援センターにおいて実態把握などに努め、重度・重複障害児への対応を図っているところでございます。一方、障害者自立支援法等制度の見直しが国において進められておりまして、平成24年4月には障害者自立支援法と児童福祉法が改正される予定でございます。この法改正によりまして、従来、都が実施主体でありました「重症心身障害児（者）通園事業」は身近な区市町村で実施することとなりますため、その実施方法について検討することといたしました。

2といたしまして、「法改正の動きについて」でございます。障害児にかかわる部分では、平成24年4月1日に改正が行われます。主な内容は、発達障害につきまして、障害者自立支援法、または児童福祉法においても含まれるということで改正が行われます。また、障害児支援の強化といたしまして、すべてのサービスにおきまして、児童福祉法を基本として身近な地域で支援を強化するということに変わります。また、通所サービスの実施主体も区市町村へ移行されます。さらに、就学後の療育の継続を目的としました放課後等デイサービスと保育所等訪問支援事業が児童福祉法内に基づく事業として創設されます。

次に、裏、2ページをごらんください。「現状と課題」でございます。(1)「重度・重複障害児に対するデイサービス等サービス基盤の不足」という課題がございます。現在は、療育センターアポロ園におきまして知的障害や発達障害の児童と一緒に対応してございます。そのため、重度・重複障害児に対応した療育プログラムが不十分となっている面が否めません。また、多動傾向のある児童等と医療器具を装着した児童が混在することは非常に危険が高いというふうに認識しておりまして、これも課題となっております。またさら

に、就学後の療育や放課後、夏休み等、長期休暇期間の支援を行う事業が整備されていないという課題もございます。

それから、2点目といたしまして、「発達障害児数の著しい増加に伴う児童デイサービス供給量の不足」という課題がございます。平成16年度から比べまして3倍以上の数に増加しているという状況がございます。このために、児童デイサービスに待機が発生したり、保育園への巡回訪問指導が十分にできないという状況が発生しております。また、同じように、学齢期児童が療育を継続できる施設が整備されておられません。

これら法改正、また現状の課題を受けまして、「今後の施策展開」が4番目でございます。これらの課題を解決いたしますために、先ほどお話のありました肢体不自由児学級「たんぽぽ学級」廃止後の施設につきまして、重度・重複障害児童対象事業を展開したいというふうに考えております。就学前児童の通所療育、小学生から高校生の通所療育、それから、幼児から高校生を対象とした緊急一時保護事業を新たに展開したいというふうに考えてございます。それから、同じ場所で知的障害及び発達障害児対象事業として、新たに法内になります放課後等児童デイサービスを実施していきたいというふうに考えております。それから、療育センターアポロ園、さらに3ページ目にいただいていただきまして、南部に予定されています新しい療育施設につきましては、知的障害及び発達障害児童を対象とした事業を展開していくということで考えてございます。

さらに4ページをごらんください。スケジュールといたしまして、平成23年度に基本方針を決定いたします。平成25年度末でたんぽぽ学級を廃止後、改修工事をいたしまして、26年度の早いうちに開設ということで考えております。

以上でございます。

山田委員長

それでは、協議事項の3番目と4番目をあわせて協議を進めたいと思いますので、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

高木委員

肢体不自由学級の廃止についてですが、3点質問があります。

一つは、平成25年度末をもって廃止ということですが、現在、在籍している児童・生徒は全員卒業するまで存続ということですのでよろしいのですね。

もう一つは、「重度・重複障害のある児童・生徒」の定義なのですが、これは、「重度 or 重複障害」なのでしょうか。それとも「重度 and 重複障害」なのでしょうか。

次、三つ目の質問ですが、ここの定義によって肢体不自由児については通常の学級で対応——これはすごくいいことだと思うのですが、これは全部受け切るといのはすごく大変だと思うのです。ですから、もちろん、本人、保護者の希望等もあると思うのですが、区のイメージとしてはどれぐらいの障害の方は特別支援学校のほうに行っていただいて、どれぐらいの障害のお子さんだったならば通常学級で対応なのでしょうか。そもそもたんぼぼ学級をつくったときに、いいと思って受け入れていたと思うのですが、そこがだんだん固定化されてきて、コンセプトと違って、現在そこでまた元に戻るような形になると思うので、ある程度そこをお聞きしたいのです。

副参事（学校教育担当）

まず1点目の25年度末で廃止ということなのですが、現在のお子様方たちの数としては4名、25年度中在籍ということになります。それで、25年度中をもって中学のお子さんたちは卒業されます。小学校も1名の方が卒業されて、もう1人の方につきましてはごきょうだい等の関係があって永福学園へ行くということが可能だろうということを想定して考えております。

それから、2点目なのですが、現在いるお子さんにつきましては、この定義でいくと、「重度かつ重複の障害」に該当される方です。3点目のご質問と関連するかと思うのですが、今回、こちらの資料に「\*」をつけさせていただいたのです。通常学級に行く肢体不自由のお子さんというのは「\*」の2番目なのですが、知的障害等、他の障害がないというところで通常の学級に在籍できるお子さんという定義をさせていただいています。

以上です。

副参事（特別支援教育等連携担当）

「重度・重複障害児」の対象でございますけれども、「重度」と申しますのは、知的、また身体的にも重度である、どちらか重度であると。「重複」と申しますのは、それらが重なっているということで考えております。ですので、肢体不自由児学級廃止後のこの施設で展開していくのは、肢体不自由だけであっても非常に重い方については、特にPT、OTの療育継続ということを考えますと、ぜひ対象としていきたいというふうには考えてございます。

高木委員

お2人の答弁が若干違うような気がするのです。

まず一つ、私としては、現在在籍している児童・生徒が卒業するまでは存続という認識をしています。ですので、途中で追い出すようなことだと私としては賛成できません。

二つ目。重度 a n d 重複障害が現在いる児童・生徒だと。それはわかります。そうではなくて、今後どうするのか。重度かつ重複障害のお子さんは特別支援学校のほうに行っていただく。では、重度 o r 重複障害のお子さんは通常級で受け入れるのですか。そうではなくて、重度 o r 重複障害の場合には特別支援学校に行っていただくのですか。これで大分範囲が違うと思うのです。

最後の質問については全然回答になっていない。「肢体不自由児」と言った場合に、その人によってイメージが大分違うと思うのです。ですから、どれぐらいまでを区のほうで受け切るといふふうに事務局では考えているのですか。それは、一つ間違えると、事務局としてはこの程度だと思っていたのが、肢体不自由児なのだから全部通常学級に入れてくれと。できるのならいいのですよ。できない約束はしないほうがいいので。

副参事（学校教育担当）

この重度・重複の障害で通常学級に行くお子さんと特別支援学校へ行くお子さんをどういう役割分担をするかということかと思うのですけれども、肢体不自由に関しての障害が重い方については、通常の学級に行くということは想定しております。ただ、先ほどの定義のところでもそうですけれども、知的障害と肢体不自由のみではなくて、知的障害等があるお子さんについては特別支援学校のほうに行っていただくということになるというふうに想定をしております。

高木委員

今のお話ですと、知的障害がない場合は、肢体不自由の程度が重くても通常級で受け入れられるということによろしいのですか。

副参事（学校教育担当）

済みません。説明が不足していたかと思えますけれども、障害の程度というところでは、肢体不自由で、今、例えば座位が保てるかどうかとか、その辺が一つの重度の区分のところになるかと考えています。車いす等で移動が可能というところが通常の学級にいらっしゃれるかどうかというところの境の判断をすることになるかとは思いますが。ただ、現実のところにつきましては、障害も進行したり回復をしていったりとかということもございますので、就学相談等でご様子ですとか確認をさせていただきながら決めていくという部分も残るといふふうに思います。

高木委員

ここで厳密に定義づけすることではないのですが、ざっくりとしたものでも共有しておかないと、多分、これは議会にお話をして、順次区民の方にも出していくので、そこで最初にボタンをかけ違ってしまうと大変なことになる。

そうしますと、例えば、車いすですとか、松葉づえですとか、そういった器具は使っても、基本的には自立で動ける。お手伝いをする場合があったとしても、基本的には1人で移動が可能。例えば、エレベーターですとか、今改築したところにはつけていたりするのですけれども、あと車いすがある。そういったことをすれば、ある程度学習が可能な児童・生徒というイメージでよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

高木委員がおっしゃるイメージ、考えているところと相違ないというふうに思っております。

山田委員長

重度・重複障害というのは、「and」「or」だと私は思います。重度であって、「かつ」「もしくは」でいいと思うのですね。ですから、その辺はそういう行政は私はいと思いますし、肢体不自由児というのは、今、高木委員からもお話がありましたけれども、「移動補助器具があって移動できて、なおかつ座位が保てる者」ぐらいが通常学級でオーケーというようなことで、恐らく介護保険などの移乗動作のところもそのようなくくりであったかと思います。

教育委員会事務局次長

ちょっとよろしいですか。

中野区では、いわゆる東京都とか国が制度上、あるいは法的に使っている「重症心身障害児」という表現を使わないという約束になっておりまして、そのためにあえて「重度・重複障害児」という表現にしております。ただ、東京都の制度上の問題として、このペーパーにも実はそういうところそのまま「重症心身障害児（者）」という表現を使っているというものでございますので、「重症の心身障害児（者）」を「重度・重複障害児」というふうに定義をするというものでございます。

飛鳥馬委員

なかなか難しいことだと思いますが、一つは、今高木委員が言われているように、基準というのはつくる必要があるのかなと思います。ないと、担保がないとは言いませんけれ

ども、二の舞になってくるので、基準というのはしっかりつくる必要があるかなと思います。しかし、実際に運用に当たっては基準どおりいかないということをどのくらい想定されているかということも一つ大きな課題だと思うのです。やはり一人一人障害が違うので対応も違ってくるといふことがあると思うのですね。

今、事務局でどの辺まで想定されているかわかりませんが、ちょっと長くなって申しわけないのですけれども、私の経験から言うと、例えば中学生ですけれども、だんだん歩けなくなって車いす、松葉づえが必要になる病気。それから、どんどん細っていったしまう病気。私がいたころ、合わせると4、5人いるのですけれども、そういう子をどう対応するかということで非常に苦労したのです。統合をやりましたので、事務局の方などが統合するとき、「うちの子はこういう子なんだけど、新校に行ったときにちゃんと対応できるか」と言うと、「はい、十分にやります」などと返事をしてしまう。「十分にやります」ということは「何でもやります」というふうにとられるわけです。だから、その子はどうしたかということ、新しい学校に行ったわけですがけれども、今までは近い学校だったから自分で車いすで学校へ行けたと。だけれども、今度は遠いから、送り迎えをちゃんとしなさいと。うちは子どもは行けませんと。学校に行ったら、階段は無理ですから、階段は介助員か上がるか何かしなさいと。うちも車いすを使っているの、通学用にも使うけれども、学校で1階から4階へ移動するときは車いすを2台置きなさいと。上まで行ったら乗りかえる。エレベーターとかなかったですから、車いすを一々持ち歩くのは大変ですよ。その子は軽い子だったので、介助員をつけて、抱っこして2階、3階まで連れていった。そういうふうに車いすを何台もとか、学校の送り迎えもとか、部活もやりたいので遅くまでとか、いろいろな要望が出てくるわけです。「十分面倒をみます」と言っているわけですからどんどん言ってくる。いろいろな対応の仕方があると思いますが、その子の場合にはそう言ってしまっているというのがありまして、十分対応しました。

それから、別のお子さんは、松葉づえで歩けるのですけれども、階段は無理ですから、駅でやっているようなキャタピラーでもって階段を上っていくわけです。それを介助員にやってもらって移動するのをやりました。

その子の場合には、そのうちだんだん重症になって、トイレに行くのをどうするか。男の子なので女性の介助員ではだめだとか。おむつをかえるときどうするか。おむつを学校に置いていいのかとか、持って帰らせるのかとか、そういうおむつのことまで。最初は保護者が来てやっていたのですけれども、だんだん大変になると、いろいろな要求をして

くるわけですね。そういうお子さんもいる。

一番理解していただいたのは、やはり障害をお持ちのお子さんで、やっと松葉づえで歩ける。階段は無理なのですね。そこは学校と相談して、その子のいるクラスは1年から3年まで1階の教室しかホームルームを置かない。中学校はだんだん下へおりてくるではないですか。1年は3階で、2年、3年とおりてくるのが普通ですけれども、その子のいるところだけは学校全体でということ、ほかの子にも、ほかの保護者にも理解してもらって、ほかのクラスは全部上なのだけれども、このクラスだけは特別ねとやってもらっている。送り迎えは保護者が車でやってくれましたけれども、そういうふういろいろな事例が出てくるわけです。それを予測しないと。入れたときは大したことないけれども、だんだん重症化していくというのはこの子たちには結構あるのです。最初は歩けるけれども、3年もいたら歩けなくなってしまうとか、本当に細くなってしまうとか、そういうこともありますので、入れた以上、ほかに移ってほしいと言うこともまた難しいわけですね。そういうことを考えながら対応も考えていく。心の中で思いながらやっていくというのが大事なのかなというふうに思います。

以上です。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

大島委員

今のやりとりの中でちょっとわからなかったので、もう1回教えていただきたい。

高木委員からのご質問で、たんぼぼ学級が平成25年度で閉鎖になるというときに、今在籍しているお子さんは全部卒業するのですかという質問で、先ほどの答えですと、中学の方は卒業するけれども、小学校の方は1人が永福に移ってもらうとかと言われたように私は記憶しているのですが、それは正しいのかどうか。もしそういうことになると、高木委員が「全員卒業するまで維持するというのでないと賛成できない」とおっしゃったこととお答えは反することになるのでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

副参事（学校教育担当）

残られる方というのが、ごきょうだいがいらっしゃる関係で、永福のほうへご一緒に。

山田委員長

そうではなくて、今在籍している方が25年度をもって卒業するかどうかということをお答えください。

副参事（学校教育担当）

小学校の方については4年生ですので卒業はしません。

教育委員会事務局次長

たんぼぼ学級を9年間の課程として見た場合には、要するに現在の中学生は2年後には全部卒業する。小学生は、6年生になっているのか、9年間の次の中学生としての1・2・3は、たんぼぼ学級廃止に伴って、要するに永福のほうに行くことになるのかということをお答えしてください。

副参事（学校教育担当）

25年度末の段階で、小学生については、お2人いる方、1人は中学に進学する方です。お1人は4年生ということになります。その4年生の方については、25年度末をもってまだ小学生でいらっしゃるというところです。

こちらのお子さんがお1人4年生で、25年度に4年生のお子さんというのがごきょうだいで学校のほうにいらしていますので、ごきょうだいで一緒に永福学園のほうへ通学されるということが想定されているということが25年度末というのを判断した理由であります。

大島委員

ということは、今おっしゃったごきょうだい関係にあるという方は、25年でたんぼぼ学級は廃止になってしまっただけで永福のほうに移るということについては、児童ご本人とか保護者の方とかの了解を既に得ているという意味でしょうか。

副参事（学校教育担当）

ご了解を直接得ているという状況ではございません。これからということになります。

山田委員長

再度確認します。

現在、たんぼぼ学級に在籍している方々の学年を教えてくださいませんか。そのほうがわかりやすいかもしれない。

副参事（学校教育担当）

23年度につきましては、小学校2年生がお1人、4年生がお1人です。中学校の1年生がお2人、中3がお1人です。

山田委員長

このままですと、小学校2年生にいらっしゃる方が小学校4年生ということで在籍する現状にあるという意味ですね。

ありがとうございました。ということだそうです。

確認します。たんぽぽ学級の肢体不自由学級というのは9年制ということをやっていますか。

副参事（学校教育担当）

9年制ということはありません。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

私のほうから1点です。

きょうの特別支援教育のあり方の中で、要は情緒障害の子どもたちが、特に中学生においては少しずつふえてくるのが考えられるわけですが、今の案ではまだ地域が未定ということではか言えないということですね。それが1点。

その情緒障害等通級指導学級を拠点としてということがあるので、そういうことになる、今のところ計画がないところを早く決めていかないと、その重層的な支援ということに関係してくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

小学校については1校分は未定ということで、再編等を今後検討する中で検討していくということになります。中学校につきましては、現在1校ということですが、こちらについても再編等の中で検討していくということでございます。ただ、現在の学級が第九中学校のところにございますので、そういう意味では、中野にとっては中心地にあるということで、拠点としての機能というのは1校で持ちながら進めていくということが想定されてはいます。

山田委員長

重度・重複障害児のことについてですけれども、法律が改正されて、都が実施主体であったものの、通園事業が市区町村で実施することになるということ、これはもう決まるのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

24年4月1日の児童福祉法の改正によりまして法内事業として明確になりまして、その

時点で市区町村の事業ということが確定されます。

山田委員長

そうしますと、できるだけ準備を整えて早くに区市町村で実施しなさいということになると思うのですが、中野区の場合に、この案でいきますと、実施は、たんぼぼ学級を廃止してその後ということになりますか。ただ、南部のほうは早目にできるのかな。その辺がちょっとわからないので教えてください。

副参事（特別支援教育等連携担当）

たんぼぼ学級廃止後につきましては、26年3月に廃級後、4月から改修を始めて、改修終了後に開設というようなことで予定しております。

南部の施設につきましては、第3ステップということで予定しておりますので、1年遅く、27年度ということになります。

山田委員長

法律なり条例が変わったとしても、準備ができ次第ということで、中野区としては、そのぐらいのタイムラグがあるけれども行っていくということの考え方でよろしいですね。

副参事（特別支援教育等連携担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

ありがとうございました。

この二つとも大変大切なことでありますし、これからもいろいろと協議していかなければいけないと思いますので、事務局では関係団体への説明等の検討を進めていただきまして、また改めてこの場で協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、10月14日の第28回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告させていただきます。

10月15日土曜日、田村市・中野区スポーツ交流がございまして、教育長がご出席され

ました。10月19日水曜日、中野・ウェリントン友好子ども交流2011お別れ会がございまして、教育長が出席いたしました。同日、10月19日水曜日ですが、中野区立中学校PTA連合会50周年のつどい記念講演会がありまして、私と高木委員が出席いたしました。10月20日木曜日、区長と教育委員の意見交換がありまして、教育委員全員で出席いたしました。

私からの報告は以上です。

各委員からのその他の報告並びに追加をお願いいたします。

私のほうからですけれども、10月15日土曜日、中野区の医師会館で、実はきょうの協議事項とお話が少し重なるかと思えますけれども、中野区の有志——中野区医師会の会員も入っているのですけれども、いわゆる在宅での障害児の方々をこれからどのように地域でやっていったらいいかという協議会を立ち上げておりまして、その初めての講演会を開催いたしました。その場には、教育長を初め区長にもご出席いただいたのですけれども、講演がございまして、ご承知だろうと思えますが、島田療育園の今の施設長の先生からお話をいただきました。特に今の施設入所の問題でどのようなことが起きているのかですか、今後在宅に対してどのようなことが必要なのかということでもあります。重心の施設というのは、その運営もなかなか厳しいものがあるということもありまして、この島田療育園というのも、もともとは島田さんという方が寄附されてつくったという歴史のようです。

東京の中で重度心身障害児の施設というのは全部で9カ所ですか、1,213床、日本全体の約1割を東京都内で占めています。都立であったり、国立であったりということですが、民間化されているところも多いということでもあります。一番大きいものは、運営面では人件費が多いということと、入所者が高齢化しているということです。88%が18歳以上で、特に入所してくる方たちの中の低年齢層階級では、虐待の問題のために入所しているというような方も多いということでもあります。あと、重症化が進んでいまして、超重症児が非常にふえていて、医療の高度化が叫ばれているということもございます。今後、在宅に対しての障害児でやはり医療面でのサポートが必要ですし、療育面では、今ご提示がありましたように、特に保護者のレスパイトケアを地域でどのように見ていくかということで、そういった意味では非常にタイムリーな講演会をいただいたかと思っています。

今、中野区の私たちの協議会でつかんだ120名余の方たちにアンケート調査を行っていただきまして、どのようなニーズを保護者の方が持っているのか、もしかしたらどのような施設が不足しているのか、そういったアンケート調査をしている途中でございまして、現在まで

に58件ぐらいの回答が戻ってきています。それを集計しまして、また皆様方にお話をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど一括して報告した中に小学校PTA連合会50周年のつどいというのがございまして、高木委員と一緒に出席してまいりました。当日は、なかのZERO小ホールでございましたけれども、やはりPTA連合会の集客力はすさまじいなど。400人を超えたと思います。ほとんど満員でございました。中学校のPTAで50年の歴史を持って、それがきちんとした組織としてやられているというのは、他区にはなかなかないのではないかなと思います。私たちにも毎年のように、施設面ですとか、いろいろご提言だとかご意見をいただいていますし、多分、PTAの単Pの方たちが卒業しても連合会のPTAの役員として残っていて、脈々たる歴史が続いていて、その伝統がきちんと継代されていく。PTA連合会とはこういうものだということをしっかりと先輩が後輩に伝えていって、私たちにいろいろご提言いただくとともに、そういった多くの方たちが地域でのリーダーとして活躍している。こういった土壌があるというのは、今後、私たちが学校の再編などを行っていく上で、地域の連携ということでは、このPTAの皆様方に今後もお世話になるのではないかなというふうに思いました。

講演については、高木委員から後で報告をいただければありがたいと思います。

私からは以上でございます。

では、高木委員お願いいたします。

高木委員

時間も余りないので。

講演は非常にためになりました。「子どもは怒ってはいけない」とか、「ハグしましょう」と。家へ帰ってハグしたら、中1の男の子によけられたのでちょっとショックでした。最後の話の中では、高校生にハグしたお母さんが「グーでぶたれた」と言って嘆いていましたので、それよりはましなのかなと思っております。

私は、20日の午前中1時間、江古田小学校の2年生の児童5名程度なのですが、街探検ということで国際短大を訪問しまして、児童英語ゼミの1年生が学内の紹介と児童英語のちょっとしたティーチングをやりました。彼女たち1年生は、本来2年生しかできないので見学して見ていたので、物すごくやる気満々でした。街探検でいろいろなところを見ることは生活科の単元ですごく有意義だと思うのですが、私どもの学校にとっても、子どもたちにわかるように説明をするというのは学習として非常に意味があることなので、昨年

度からなのですけれども、今後も地域の小・中学校さんといろいろな形で連携できたらいいなと思っております。

私からは以上です。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

ありません。

山田委員長

大島委員、お願いいたします。

大島委員

昨日、教育委員全員で区長との懇談がありまして、各委員からは特にお話は出なかったのですけれども、全般的にいろいろな問題について意見交換しました。きょう協議に出たような重要な課題についても意見交換をさせていただきまして、大変有意義だったと思っております。区長から、中野の教育というビジョンを明確に出したいというお話がありまして、こういうところが中野ではいい教育なんだよというような、皆さんに何かアピールできるようなビジョンを示せるといいなというふうに思ったところでございます。

あと、きのうの夜、ケーブルテレビを見ておりましたら、たまたまウェリントンの友好子ども交流2011お別れ会の模様とか、区役所の食堂での懇談会の模様とかをやっておりまして、大変楽しそうだったのと、谷戸小の親子元気アップ事業ですか、親子で体力測定をやっているところを見まして、大変いいなというふうに思ったところでございます。

以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

時間がないので簡単に。

先ほど山田委員長からもご紹介ありました医療的ケアのネットワークの講演会なのですが、一つは、中野区民の中で医師会も協力していただいて、そして、在宅でのケアを支えていこうというネットワークが広がって行って、確実に活動が広がっているというのはすごい立派なことだなというふうに思って、私ども行政としても何らかの支援ができればというふうに思った次第です。

2点目の島田療育園のお話は、私も名前は聞いていたのですけれども、実際にどういう活動をしているかということはなかなか知るところではなかったのですが、とても広範囲に地域を巻き込んでいろいろな活動をされていて、いろいろな経営のご苦労も聞きました。それに引きかえ、先ほどお話しした重度・重複障害児の事業を区市町村としてやっていかなければいけないということでは、区の役割というのがどこまでできるのかということをも本当に真剣に感じ取れた講演で、ありがとうございました。

山田委員長

では、各委員の報告等につきましてご質問ございますか。

教育長、ウェリントンの子どもたちは何人ぐらい参加しましたか。

教育長

当初はもうちょっと多かったのですけれども、ことしは最終的に18人ということでした。大震災の影響で一時は実施も危ぶまれたのですけれども、18人のお子さんは子どもたちととても仲よく交流ができて、事業の成果が生かされた結果になったなと思いました。

山田委員長

ありがとうございました。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、事務局の報告に移ります。

事務局報告の1番目、「平成23年度事業見直し方針」のご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「平成23年度（2011年度）事業見直し方針」について、お手元の資料に基づきご報告をいたします。

昨年度も事業見直しを行ってございますけれども、今年度もこの事業見直し方針に基づいて全庁的な事業見直しを継続して行うものでございます。

まず、1「基本となる財政運営の考え方」の(1)「従来の考え方」にございますように、区はこれまで安定的に行財政運営を行うことができる財政基盤を構築するため、基準となる一般財源規模を歳入、歳出ともに650億円と設定して財政運営を行ってきたところでございます。しかし、(2)の「現状」にございますように、生活保護費等の財政需要が大幅に増加していることに加え、離職者支援等の対策経費が増加するなど扶助費の増加が続いているため、現在の歳出規模は平成18年度以降650億円を上回る状態が続きまして、平成

23年度には670億円となっているところでございます。

その一方で、歳入規模につきましては、1ページの最後から2ページにかけて記載されているとおり、リーマンショック後の平成22年度に644億円となりまして、平成23年度以降も650億円を下回る状態が続くものと考えられます。特に平成23年度の区民税の当初課税の状況は、予算編成時の想定よりも大幅に減少してございます。このことに加えまして、平成24年度には東日本大震災の影響があらわれ、さらなる減少が予想されているところでございます。また、もう一つの歳入の柱でございます特別交付金も予断を許さない状況であり、さらに大きく変動することも避けられないと考えられます。

そのような中で、2ページの中段にございますように、財政調整基金の年度間調整分の残高は133億円余りでございまして、このままの状態を繰り返していきくと、平成27年度には基金が底を突くということになります。また、今後、小・中学校校舎等の建てかえなど大きな財政需要が見込まれまして、計画的な基金への積み立てなど財源対策が必要となっているところでございます。そこで、昨年度に引き続き、さらに一步踏み込んで、前例にとらわれず、聖域なく徹底した事業の見直しを実施することにしたものでございます。

次に、2ページの2「持続可能な財政運営の鍵」をごらんいただきたいと思います。持続可能な財政運営をしていくためには、(1)から(3)まで三つのポイントがあると考えてございます。まず、(1)の「一層の財務規律の強化」でございます。「○」で示したように、一般財源充当事業の歳出規模650億円とする基準を厳守することなど、四つの点から財務規律の一層の強化を図っていくものでございます。

次に、3ページの(2)の「長期的な財務需要の的確な把握」でございます。「○」で示したように、退職手当、職員の年齢構成による人件費の見通しを明らかにすることなど、四つの点から長期的な財務需要を的確に把握していくものでございます。

続いて、(3)の「歳入確保」でございます。これも「○」で示したように、税、国保等の収入率向上を図ることなど、三つの点から歳入の確保を図っていくものでございます。

続いて、5ページの3「事業見直しの考え方」をごらんください。昨年度は、目標体系を見直しまして、新たな政策課題に対応するための目標体系及び組織整備を行ってございますけれども、事業の見直しにつきましては、新たな目標体系に基づき、今年度も引き続き行うこととしてございました。今年度実施する事業見直しにつきましては、昨年度に続く次の段階として、基準となる一般財源規模650億円に近づけるため、すべての既存事業

について見直しを行うものでございます。見直しの方法といたしましては、(1)から(5)までの五つの視点からすべての既存事業を点検することにしてございます。

4の「スケジュール(案)」でございます。この事業の見直し方針に基づきまして検討した結果を「事業見直し内容案」として11月下旬の区議会各常任委員会に報告いたしまして、12月5日には区報への掲載、12月8日には区民と区長との対話集会による区民意見聴取を行いまして、来年1月上旬に事業見直し内容を決定することとしているところでございます。

最後に、別紙として「区財政の直面する課題について(案)」でございます。これは、区が現在の状況を財政運営上の非常事態ととらえていることの認識を明らかにいたしまして、平成24年度の予算編成に向けて事業全体の抜本的見直しを行うこととしたことを踏まえまして、区長が区民の皆様や関係団体に対しご理解とご協力をお願いする区長のメッセージでございます。

区議会の常任委員会での報告の後、本文書を直ちに区のホームページに掲載するとともに、12月5日号の区報にも掲載し、区民の皆様にお知らせしていくことを予定しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

1点ですけれども。

やはり相当厳しい状況で、「聖域なく事業のあり方を見直し」という文言がありますので、今までの既存の事業についてもきちんと、もう一度効率化等を確保してというか、点検してということになるかと思いますが、その点の理解でよろしいのですか。

副参事(子ども教育経営担当)

予算編成の段階では1,000万以上の事業を予定の事業ということで、2次経費とそれ以外の1,000万以下の1次経費と経常的な経費も含めてですけれども、検討して予算を編成していくということでございます。この「650億円以下」という基準を守るためには、やはり経常的な業務についても聖域なく切り込んでいく必要があるという認識で、現在、全事業につきまして見直しができるのかできないのかというところを検討しているところで

ございます。これをやりますと、この基準の達成は難しいのではないかとということが一つでございます。ただし、24年度だけでこれを達成できるというふうには考えてございません。27年度までの間にこの基準にできる限り近づけていく。数年かけて、24年度に反映できるもの、それから、25年度以降に反映できるものという形で、今現在検討を行っているところでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

では、具体的な見直し等が固まりましたら、またご報告いただければと思います。

次に、「施設使用料の積算結果について」、報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきましてご報告いたします。

現行の施設使用料は、平成19年度にまとめた「施設使用料の見直しの考え方」に基づきまして、平成20年7月1日から適用しているところでございます。施設使用料の見直しから3年を経過したことから見直しを行うこととしたものでございます。このたび、施設使用料の見直しの考え方に基づき施設使用料の積算結果をまとめたので、ご報告するものでございます。

1の「対象施設」でございますが、対象数は48施設613の利用区分でございます。※印の①から③の施設は対象から除外してございます。

2の「施設使用料積算結果の概要」でございますが、613区分のうち、変更なしが32.5%、増額が63.9%、減額が35%という状況になってございます。

また、冷暖房設備のある小・中学校、谷戸小、桃花小、緑野小、第二中学校の体育館の冷暖房費が新規算定とされてございます。この新たに算定された理由でございますが、現行の小・中学校の体育館の使用料でございすけれども、全体経費を平均化して1校当たりの施設使用料を算出しているところでございます。ただ、冷暖房が可能かどうかで利用条件は著しく異なることから、今回、受益者負担の適正化を徹底したものでございます。

3の「今後のスケジュール」でございますが、今回の積算結果を踏まえて検討し、平成23年区議会第4回定例会に行政財産使用料条例等の関連条例の一部改正条例案を提案し、来年1月以降、区民への周知を行いまして、来年の7月から施行する予定でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。「参考」として「積算方法」と、一番下に囲みで「改定使用料算出式」を記載してございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思いますが、教育委員会所管施設の使用料積算結果一覧がございます。まず、上段左上に「教育委員会事務局」とある表をごらんいただきたいと思いますが、少年自然の家と野方図書館は現行額と変更ございませんが、教育センターは100円から500円の増額になってございます。

次に、中段の健康福祉部の表をごらんいただきたいと思いますが、区立小中学校体育館は100円から200円の増額、温水プールは、個人利用は変更ございませんが、団体利用に関しては100円から400円の増額、地域生涯学習館は、変更なしを除きまして100円から400円の増額になってございます。

下段の新規の表をごらんいただきたいと思いますが、これは先ほどご説明した冷暖房費ということで、今回新規算定されたものでございます。谷戸小、桃花小、緑野小の体育館が3時間以内の利用で700円、二中の大体育館が3時間以内の利用で1,000円、小体育館が3時間以内の利用で300円となっております。

なお、今後でございますが、この積算結果を検討し、この表にあるものについて行政財産使用料条例等の一部改正等の議案につきまして教育委員会でご議決をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

山田委員長

何かご質問ありましたらお願いいたします。

高木委員

小・中学校体育館の冷暖房費は新規ということなのですが、これは、冷暖房を使用する場合にこの費用がかかるということなののでしょうか。それとも、例えば谷戸小、桃花小、緑野小については、使用の有無にかかわらずこれが加算されるということなののでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは冷暖房を使用した場合にこの使用料をいただくということでございますけれども、その使用料のいただき方については現在検討しているところでございます。

山田委員長

ほかにございますか。

一つだけですけれども、軽井沢少年自然の家というのは、利用できる方は在住の区民、在勤の方。区外の方はどうですか。

副参事（学校・地域連携担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

区外の方というのは利用できるのですか。中野区民以外。もしあれでしたら、後で教えていただければと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

申しわけございません。

山田委員長

区の施設ですので、料金体系的にどういうふうになっているのか知りたいと思いました。

ほかにご質問ございますか。

大島委員

今回増額になるところが比較的多いのかなと思うのですが、どういうふうに計算したかというのは、ここの説明にあるのですけれども、何となく会計とかに疎い者としてはちょっとわかりにくいのです。要は、今回増額するのは、人件費だとか、減価償却だとか、そういういろいろな要素を加味して考えて一定の基準で改定をすると、結果として増額になったということかと思うのです。つまり、コストがよりかかるようになったというようなイメージでよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

2 ページ目に積算方法が書いてございます。原価の基礎数値を計算いたしまして、積み上げて計算するものでございますけれども、この結果なのですが、上限が 1.5 倍までということで、1.5 倍の上限の数値で試算額を積算しているところでございます。物によっては、試算額よりも実際の計算額は高いというものもございますけれども、1.5 倍という形で急激な値上げにならないような配慮をしているということでございます。ただ、この試算額につきましてもこれからさらに検討いたしまして、条例等の提案をしていくということになってございます。

山田委員長

そういたしますと、利用者の負担軽減の意味から、既存の料金の 1.5 倍以上上げませんよというルールがありますよということですね。

副参事（子ども教育経営担当）

そういう考え方に基づいて算出しているものでございます。その 1.5 倍の上限で示したところ、この試算額になったというものでございます。

副参事（学校・地域連携担当）

申しわけございません。先ほどの少年自然の家につきましては、基本的には区内の小学校、中学校の児童・生徒団体に引率者がいる者でございますけれども、半数以上が区民である場合の団体等については区外の方も一緒にはご利用いただけます。区外の方だけではご利用いただけないという形でございます。

山田委員長

そういう場合の料金負担は一律ですか。

副参事（学校・地域連携担当）

一般利用につきましては一律でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。

では、次に移ります。

次に、「小学校教師用指導書の購入に係る事故の再発防止策について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

「小学校教師用指導書の購入に係る事故の再発防止策について」のご報告をいたします。こちらの資料の表面は、私ども教育委員会事務局としての再発防止策を記してありまして、裏面に、「参考」としまして区としての再発防止策というものを載せております。

表面に戻っていただきまして、私ども教育委員会事務局として、再発防止につきましてもう既に取り組んではおりますけれども、今後講じていくことを3点ご報告いたします。

1点目は、今回のような金額の大きな契約案件につきましては、予算の編成段階から洗い出し等を行って、手続ですとか、執行時期を確認していくということを徹底していくということでございます。それとともに、事務の進行管理というのを行って、予算の執行管理自体を行っていくということです。

2点目は、今回の教師用の指導書につきましては、事務処理のマニュアルがなかったというところが大きな原因としてございました。教育委員会事務局を挙げて事務処理のマニュアル等の作成に取り組んでいくということで、事務処理について、担当者のみではなくて、常に決裁に関係する者、担当内の者が確認したり点検できたりする状態をつくるということでございます。

3点目は、教育委員会事務局として、基本的な知識ですとか事務処理について定期的に検証を行って知識の徹底を図るということを考えております。特に区長部局とは違う意思決定のルール等もございますので、そういったことを含めて定期的な研修の中で徹底していくということを考えております。

最後になりますけれども、今回、再発防止として取り組んでいくというだけではなくて、こうした取り組みを通して教育委員会事務局として信頼を回復できるようにということで、関連部署と連携をとりながら、他の分野を挙げてさらに効率的で区民サービスとして向上できるような事務を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

多分、これだけあれば抜けることはないと思いますが、これはそういう文書ですよと表紙の色を変えるとか、一目見てわかるとか、だれが見てもわかるとか、そういう工夫もどうかと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほど学校教育担当のほうからご説明した中で、裏面の「参考」として示したところにもございます。これについては、財務会計システムの改修とか、契約締結権限の委任は行わないということで、内部統制の仕組みも含めて、今、ヒューマンエラーを防止するための対策を検討しているというところでございます。

大島委員

今のに関連してなのですけれども、経営室のほうでの防止策の1のところで、議会の議決を要する案件について部長等への契約締結権限の委任を行わないことにするという事なのですが、委任を行わないことにするためには、条例の改正ですとか、何とか要綱の改正とか、そういうような区の法規の改正ということは必要なのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、現行では中野区契約事務規則において、教育委員会事務局次長に、限度額の定めがなく、この小・中学校の指導書の購入に係る契約締結権限が委任をされているということでございますので、この1を実行するためには契約事務規則の改正が必要ということでございます。

高木委員

裏面の「参考」のほうにあるように、議決を要する案件が経営室の処理になってくれば、そこで今後起こってこないのかなと思うのですが、教育委員会事務局としての再発防止策というのが私は余りぴんときないのです。例えば「金額の大きな契約案件等について」は、幾ら以上と書いていないので、これで何か縛りができるのですか。あるいは、「予算編成段階で洗い出しを行い」は、だれがいつチェックするのですか。「手続や執行時期などを確認することとする」。人がやる以上、エラーというのは必ず起こる可能性があるので、それを制度的に……。今回、全くすぼっと落としてしまったということで、起こり得る体制にあったということを反省しての再発防止だと思うのですが、余り再発防止になっていないようなので、幾ら以上のものはだれがいつやるとしっかり決めないと、これはエラー防止にはならないのではないですか。それをこれから決めるのでしょうかけれども、そこはやはりきちっとやっていただければなと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

「金額の大きな」という表現になってございますけれども、おおむね1,000万以上の予算執行を伴うものというふうにこちらでは考えてございます。当然、担当の分野だけではこれはチェックはできないということでございますので、起案の審査についても内部統制の中でほかの部署が審査していくということが考えられているところでございます。教育委員会事務局の中では、部門の経営の分野である子ども教育経営分野の担当がチェックする、そういう仕組みも構築していく必要があるというふうに考えてございます。

山田委員長

私から1点です。

「参考」のほうにあります再発防止策の「議会の議決を要する契約案件」は、確かに2,000万でいいと思うのですが、4番目の「一定額以上の契約案件」の「一定額」というのは何か示されたのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、経営室の担当のほうではおおむね1,000万以上の案件について議会に報告するというようなことを現在としては考えているというふうに聞いております。

山田委員長

そうしますと、今、「参考」となっているこれが大きなところでして、それに基づいて教育委員会もなのですが、教育委員会の3番のところの「基本的な知識及び事務処

理について、定期的に研修を実施し、徹底を図る」、これが一番大切なのではないかと。

「基本的な知識」、例えば「議会の議決を要する契約案件」は2,000万以上ですよ、「一定額以上」は1,000万ですよというふうな書き込みのほうが再発防止にはなるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今回、最も基本的な地方自治法の規定に違反したということで、この点については非常に反省しなければいけないということでございます。財務会計の研修といいますと、どうしても実務的な細かいルールであるとか知識、内容になりがちでございますけれども、地方自治法、中野区の条例を基本からきちっと押さえていくというような研修が必要だなというふうに改めて実感したところでございまして、これについては、子ども教育経営のほうで、教育委員会事務局全体の研修として、そういった研修を実施していきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

あつてはならない事故が起きたわけですから、再発防止について今後も定期的に研修を行っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

そのほかに報告事項はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山田委員長

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第29回定例会を閉じます。遅くなって申しわけございません。ありがとうございました。

午後12時03分閉会